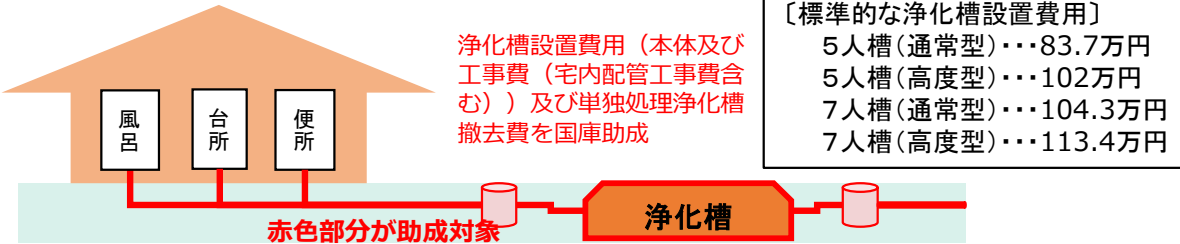

浄化槽整備関係の交付金・補助金の 積極的な活用について

令和5年3月
環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

浄化槽整備に係る予算制度

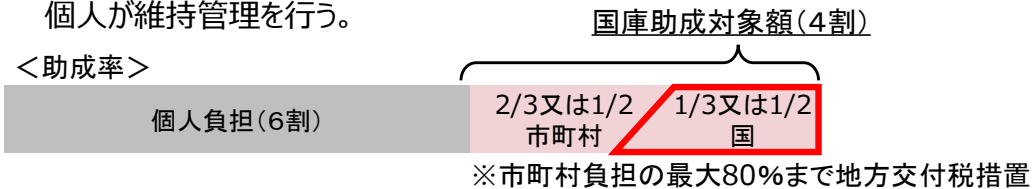
循環型社会形成推進交付金



- 浄化槽の設置費用に加え、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（単独転換）を推進するため、単独転換に伴う宅内配管工事費用を上限30万円として助成
- 国庫助成率は1/3（ただし、環境配慮・防災まちづくりに資する浄化槽整備及び沖縄・離島地域は助成率1/2）

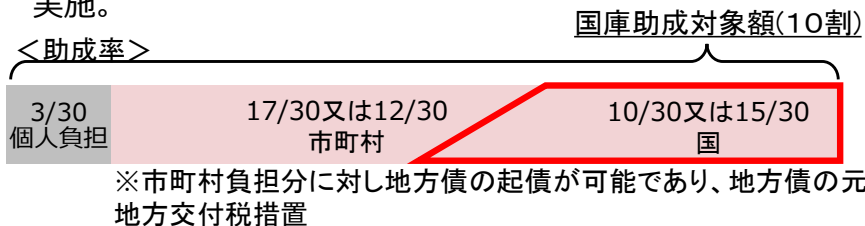
浄化槽設置整備事業（S62～）

- 個人が浄化槽を設置し、市町村が設置費用を助成する事業に対して、国庫助成（助成率1/3又は1/2）を行う。
- 個人が維持管理を行う。



公共浄化槽等整備推進事業（H6～）

- 市町村が公共浄化槽を設置する事業に対して、国庫助成（助成率1/3又は1/2）を行う。
- 市町村において、浄化槽の使用料を徴収し、維持管理を行う。
- PFI手法の導入により事業費削減、住民サービス向上、市町村職員負担の抑制等が可能（これまで19自治体で実績）。PFI手法の導入調査等の費用に対しても助成を実施。



二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

浄化槽システムの脱炭素化推進事業（R4新規）

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進。

【補助対象】

- ①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
- ②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換
- ③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備（太陽光発電設備、蓄電池等）の導入

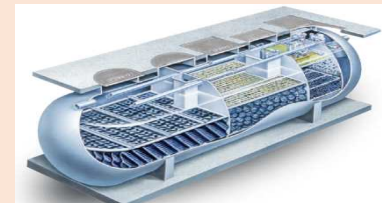
【補助率】

1/2

1/2 事業者	1/2 国
------------	----------

<事業イメージ>

先進的省エネ型浄化槽



高効率ブロワ



インバータ制御



再生可能エネルギー設備



浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金（浄化槽分））



【令和5年度予算（案） 8,613百万円（8,613百万円）】

【令和4年度第2次補正予算額 500百万円】



単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や公共浄化槽の整備促進・管理向上等を支援します。

1. 事業目的

- 現在でも全国で未だに約930万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況にある。政府目標である令和8年度の汚水処理施設整備の概成を目指し、改正浄化槽法（令和2年4月施行）に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに公共浄化槽制度を活用した管理向上のための支援を行う。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、防災・減災、国土強靱化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を図るための支援を行う。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽整備事業（浄化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業）に対して交付金により支援する。令和4年度補正・令和5年度予算では下線部分の追加、見直しを行う。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業

○汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）＜R8までの時限措置＞

汚水処理施設概成目標※達成のために従来の整備進捗率を上回って浄化槽整備を加速化する事業 ※都道府県構想及び同構想を踏まえ市町村が策定するアクションプランに定める目標

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

浄化槽設置・宅内配管工事、転換時の撤去、単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用

○公共浄化槽による整備促進・管理向上に向けた事業

対象のPFI方式の見直し（BOO,BOT方式追加）、少人数高齢世帯の維持管理負担軽減

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業

○浄化槽整備効率化事業

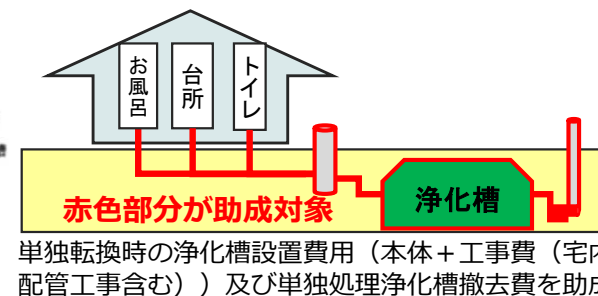
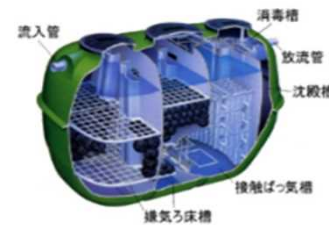
浄化槽台帳作成、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽の措置に係る調査等含む）、維持管理向上・費用低減に資する一括契約等に必要な情報集約・システム構築、講習会等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3又は1/2）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 補助対象、事業イメージ

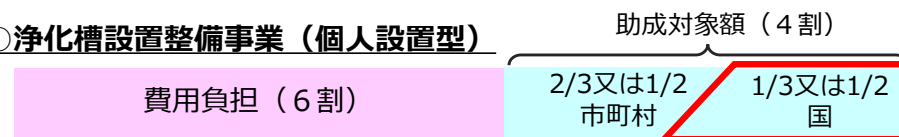
○浄化槽のイメージ



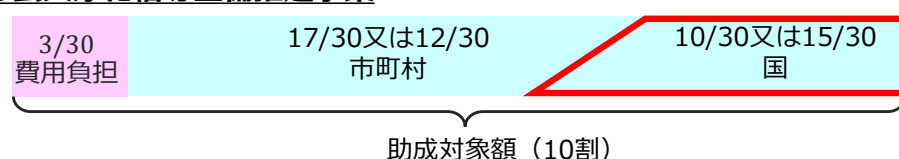
○事業スキーム



○浄化槽設置整備事業（個人設置型）



○公共浄化槽等整備推進事業



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

- R4補正予算・R5当初予算において、汚水処理施設概成目標の達成に向けて市町村が浄化槽整備を加速化する事業に対する国庫助成率の引き上げ(1/3→1/2)及び、市町村が管理する公共浄化槽制度を通じて維持管理費の負担が大きくなっている少人数高齢世帯に対する維持管理費に対する助成メニュー等を追加。
- **特に、公共浄化槽における少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業は、浄化槽の維持管理に係る助成制度として新たに創設したメニューであり、全国の市町村における積極的な活用を期待。**

■ 汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業(交付率1/2) <R8までの時限措置>

- 汚水処理未普及解消のため、H26年1月に国交省・農水省・環境省の3省が定めた都道府県構想策定マニュアルに基づき、各都道府県は、市町村と連携して経済性や早期整備等の観点から都道府県構想を見直した上で、市町村が、当該構想を踏まえて具体的な汚水処理施設の整備のための計画(アクションプラン)を定め、R8年度末を目途に汚水処理施設の概成目標の達成を目指すもの。
- R3年度に実施したアクションプランの進捗状況点検の結果、全国の多くの市町村において、現在の整備進捗では目標達成に不十分である状況。
- このため、市町村が、汚水処理施設の概成に向けてアクションプランの点検及び必要な見直し等を行い、浄化槽整備区域内における浄化槽整備を加速化することにより、アクションプランで定めた目標を達成する事業について、令和8年度までに限り、交付率1/2により支援するもの。

■ 公共浄化槽における少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業

- 人口減少や高齢化等の社会情勢の変化が進む中で、浄化槽の計画的・面的な整備促進や管理向上を図るためには、公共関与を強めていく必要があるが、市町村が公共浄化槽事業を持続的に運営・管理していくに当たっては、各地域の状況に応じ、高齢世帯等の維持管理の費用負担が困難な者に対する支援とともに、当該地域の浄化槽全体の整備促進とあわせて管理の効率化や適正化をいかに進めるかが重要。
- このため、国として、一定の要件の下で、市町村が、公共浄化槽を設置する少人数高齢世帯を対象に、その公共浄化槽の使用料金(浄化槽法第8条に定める保守点検、同法第9条に定める清掃及び同法第11条に定める定期検査の費用に相当するもの)を低減する事業に対し、その経費の一部(上限額24,000円/基5人槽の年間の維持管理費の1/2)を交付率1/3により支援するもの。

■ 公共浄化槽等整備推進事業の対象となるPFI方式の見直し（BOO,BOT方式の追加）

- 浄化槽事業においても、PFI事業により、民間の資金調達と優れた技術・ノウハウの活用が期待され、事業費の削減、住民サービスの向上、市町村職員負担の抑制等の効果が見込まれるが、これまでのPFI事業の実績は19市町にとどまっており（R2末現在）、浄化槽PFI事業の一層の普及が求められる。
- 浄化槽PFI事業においては、従来、市町村が浄化槽を所有するBTO方式（Build Transfer Operate）のみを交付金の対象としていたが、PFI事業者が浄化槽を設置・所有しつつ、市町村が公共浄化槽として管理を行うBOO方式（Build Own Operate）やBOT方式（Build Operate Transfer）による事業実施のニーズが出てきている状況であり、今般、これらのBOO方式やBOT方式についても交付金の支援対象に追加し、地域の実情・ニーズに応じたPFI事業の普及拡大を通じた公共浄化槽事業の一層の促進を図る。

■ 浄化槽整備効率化事業のメニュー拡充（特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する調査の追加）

- 特定既存単独処理浄化槽の制度により、単独転換の一層の促進が期待されているが、老朽化の進行や維持管理情報の不足等により、転換に向けた指導・勧告等の対応が進んでいない状況。
- このため、対象となる特定既存単独処理浄化槽の個別の状況を確認・調査し、転換に向けた具体的な対応（破損等による補修費用と転換費用の費用対効果比較等を含む）を検討した上で、的確な指導・勧告等を行う必要があり、当該調査等に要する費用（個別協議による）を交付率1/3により支援するもの。

■ 公共浄化槽等整備推進事業のうち、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の要件見直し

- 今般の新規メニュー追加を受けて、循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）における既存メニューの見直しを行い、交付金予算全体の重点化を図る。
- 具体的には、公共浄化槽等整備推進事業のうち、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業における単独転換・くみ取り転換の転換割合の要件（地域計画の年度毎事業計画額のうち5割以上が単独転換・くみ取り転換であること）について、浄化槽設置整備事業の環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業における当該要件と合わせる形で、現行の5割以上との要件を6割以上に引き上げるもの。

単独処理浄化槽・くみ取り槽の撤去、宅内配管工事に係る都道府県・市町村の補助制度の状況

- 国では、R3補正予算より、単独処理浄化槽・くみ取り槽の撤去、宅内配管工事を交付金の対象としたところであるが、未だ多くの都道府県・市町村ではこれらの補助制度が設けられていない状況。
- 単独転換・くみ取り転換の促進には個人負担の軽減が重要。このため、**未だ補助制度を設けていない都道府県・市町村においては早急に補助制度を設けるようお願いする。**

都道府県による補助制度の状況（令和3年度末時点）

	単独処理浄化槽		くみ取り槽	
	撤去	宅内配管工事	撤去	宅内配管工事
北海道	－	－	－	－
青森県	有	有	－	－
岩手県	－	－	－	－
宮城県	－	－	－	－
秋田県	－	－	－	－
山形県	－	－	－	－
福島県	有	有	有	－
茨城県	有	有	－	有
栃木県	－	有	－	－
群馬県	有	有	有	有
埼玉県	有	有	有	有
千葉県	有	有	有	有
東京都	有	有	－	－
神奈川県	有	有	－	－
新潟県	－	－	－	－
富山県	－	－	－	－
石川県	－	－	－	－
福井県	有	有	有	有
山梨県	有	有	－	－
長野県	－	－	－	－
岐阜県	有	有	有	有
静岡県	有	有	－	－
愛知県	有	有	有	有
三重県	有	有	－	－
滋賀県	有	有	－	－

	単独処理浄化槽		くみ取り槽	
	撤去	宅内配管工事	撤去	宅内配管工事
京都府	有	有	－	－
大阪府	－	－	－	－
兵庫県	－	－	－	－
奈良県	有	有	－	－
和歌山県	有	有	有	有
鳥取県	－	－	－	－
島根県	－	－	－	－
岡山県	有	有	有	有
広島県	－	－	－	－
山口県	－	－	－	－
徳島県	有	有	有	有
香川県	有	有	有	有
愛媛県	有	有	－	－
高知県	有	有	－	－
福岡県	有	有	有	有
佐賀県	有	－	－	－
長崎県	有	－	－	－
熊本県	有	有	有	有
大分県	有	有	－	－
宮崎県	有	有	有	有
鹿児島県	有	有	－	－
沖縄県	－	－	－	－
補助制度有の 都道府県 合計	30	29	14	14

※令和4年度浄化槽の指導普及に関する調査結果をもとに作成

単独処理浄化槽・くみ取り槽の撤去、宅内配管工事に係る都道府県・市町村の補助制度の状況

補助制度がある市町村（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村数	市町村名
北海道	38	函館市、旭川市、釧路市、北見市、岩見沢市、苫小牧市、紋別市、士別市、根室市、北広島市、福島町、知内町、木古内町、江差町、厚沢部町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、神恵内村、仁木町、新十津川町、愛別町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、占冠村、剣淵町、増毛町、礼文町、湧別町、大空町、平取町、厚岸町、標茶町、白糠町、別海町、羅臼町
青森県	11	八戸市、十和田市、野辺地町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、東通村、佐井村、五戸町、新郷村
岩手県	4	八幡平市、雫石町、岩手町、普代村
宮城県	6	登米市、栗原市、大河原町、亘理町、色麻町、涌谷町
秋田県	6	秋田市、能代市、湯沢市、上小阿仁村、三種町、八郎潟町
山形県	20	米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、東根市、南陽市、西川町、朝日町、大江町、金山町、最上町、真室川町、大蔵村、高畠町、小国町、白鷹町、遊佐町
福島県	45	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、只見町、南会津町、猪苗代町、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、新地町、飯館村
茨城県	43	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町
栃木県	20	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市、下野市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那須町
群馬県	20	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、富岡市、みどり市、榛東村、上野村、神流町、下仁田町、甘楽町、中之条町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、板倉町、明和町、千代田町、大泉町
埼玉県	36	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、飯能市、本庄市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、越生町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、横瀬町、長瀨町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町、杉戸町、松伏町
千葉県	48	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	8	八王子市、青梅市、東大和市、あきる野市、瑞穂町、檜原村、大島町、八丈町
神奈川県	27	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、逗子市、三浦市、秦野市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町
新潟県	13	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、村上市、燕市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、津南町
富山県	5	富山市、氷見市、滑川市、小矢部市、立山町
石川県	10	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、穴水町、能登町
福井県	6	敦賀市、大野市、勝山市、鯖江市、越前市、永平寺町
山梨県	8	都留市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、市川三郷町、身延町、富士川町、富士河口湖町
長野県	11	伊那市、中野市、大町市、東御市、軽井沢町、御代田町、箕輪町、宮田村、泰阜村、大桑村、木島平村
岐阜県	23	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、瑞穂市、本巣市、下呂市、笠松町、養老町、関ヶ原町、大野町、坂祝町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
静岡県	20	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、島田市、富士市、焼津市、掛川市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、牧之原市、松崎町、函南町、吉田町、川根本町、森町

※令和4年度浄化槽の指導普及に関する調査結果をもとに作成

単独処理浄化槽・くみ取り槽の撤去、宅内配管工事に係る都道府県・市町村の補助制度の状況

補助制度がある市町村（令和3年度末現在）

都道府県名	市町村数	市町村名
愛知県	30	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、大府市、豊明市、清須市、弥富市、あま市、飛島村、阿久比町、南知多町、美浜町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	19	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、東員町、菰野町、明和町、度会町、大紀町、紀北町、紀宝町
滋賀県	6	彦根市、近江八幡市、守山市、湖南市、高島市、日野町
京都府	6	京都市、福知山市、宇治市、宮津市、京丹後市、笠置町
大阪府	13	池田市、吹田市、高槻市、茨木市、富田林市、松原市、和泉市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、阪南市、忠岡町
兵庫県	10	洲本市、加古川市、宝塚市、加西市、淡路市、加東市、播磨町、市川町、福崎町、上郡町
奈良県	15	大和高田市、大和郡山市、天理市、生駒市、葛城市、平群町、曾爾村、吉野町、大淀町、下市町、天川村、十津川村、下北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	24	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、由良町、印南町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、北山村、串本町
鳥取県	3	境港市、智頭町、琴浦町
島根県	6	松江市、浜田市、益田市、飯南町、川本町、吉賀町
岡山県	18	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、真庭市、浅口市、里庄町、鏡野町、勝央町、久米南町、美咲町、吉備中央町
広島県	10	尾道市、福山市、府中市、庄原市、東広島市、廿日市市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県	7	下関市、宇部市、山口市、下松市、岩国市、山陽小野田市、阿武町
徳島県	16	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、石井町、那賀町、海陽町、北島町、藍住町、上板町、東みよし町
香川県	14	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、多度津町
愛媛県	8	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、大洲市、内子町、伊方町、愛南町
高知県	12	高知市、室戸市、安芸市、須崎市、安田町、本山町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、日高村、四万十町
福岡県	32	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、行橋市、豊前市、大野城市、宗像市、古賀市、宮若市、嘉麻市、みやま市、篠栗町、須恵町、芦屋町、遠賀町、小竹町、鞍手町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、赤村、福智町、苅田町
佐賀県	4	唐津市、嬉野市、基山町、玄海町
長崎県	9	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、南島原市
熊本県	24	熊本市、八代市、荒尾市、水俣市、山鹿市、宇土市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、小国町、高森町、西原村、御船町、甲佐町、山都町、津奈木町、錦町、多良木町、水上村、相良村、五木村、あさぎり町
大分県	13	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、津久見市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、九重町、玖珠町
宮崎県	16	都城市、延岡市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、木城町、門川町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	37	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、与論町
沖縄県	8	石垣市、沖縄市、豊見城市、大宜味村、東村、金武町、読谷村、渡名喜村
合計	788	

※令和4年度浄化槽の指導普及に関する調査結果をもとに作成

浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業

■ 市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業

市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築（下記①、②を満たすもの）に要する費用に対し、下記の表に定める基準額により助成。

- ① 市町村が定める浄化槽長寿命化計画においてライフサイクルコスト分析がなされ、浄化槽の更新に比して当該改築事業によることが優位と判断されるものであること。
- ② 供用開始から7年以上が経過している浄化槽の改築であること。

【浄化槽設置整備事業】

項目	基準額(×基数)
ブロワの交換	21千円
水中ポンプの交換	54千円
マンホールの交換(樹脂製)	14千円
マンホールの交換(鉄製)	60千円
躯体・仕切版の補修	61千円
担体(ろ材又は接触材の受け・押さえ含む)の補充補修	34千円

【公共浄化槽等整備推進事業】

項目	基準額(×基数)
ブロワの交換	52千円
水中ポンプの交換	135千円
マンホールの交換(樹脂製)	35千円
マンホールの交換(鉄製)	150千円
躯体・仕切版の補修	153千円
担体(ろ材又は接触材の受け・押さえ含む)の補充補修	84千円

■ 事業の要件

- 改築事業の対象となる浄化槽について、市町村や法定協議会等の適切な関与により、浄化槽台帳システム等の整備を通じた設置・維持管理情報の把握及び当該情報に基づく指導監督等を通じた適正かつ効率的な管理が図られるものであること。
- 改築事業の対象となる浄化槽において浄化槽法に定める維持管理が適正に行われていることを同法第11条に基づく法定検査の結果等により確認していること。

浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業のねらい・効果

1.公共インフラである浄化槽の強靱化対策・適正なストックマネジメントによるトータルコスト低減

浄化槽は汚水処理のための公共インフラであるため、市町村や法定協議会等の公共が適切に関与し、浄化槽台帳システム等による設置・維持管理情報の登録や当該情報に基づく指導監督等を通じて、浄化槽の改築・修繕等を適時適切に行い、老朽化した浄化槽に対する強靱化対策及び適正なストックマネジメントによるトータルコスト低減を推進。

2.浄化槽の維持管理面の負担軽減・単独転換の促進

浄化槽の経年使用に伴って一定年数毎に必要となる**ブロワを始めとした各機器の交換・補修**に対して助成することにより、今後、老朽化により増加が見込まれる維持管理面の負担軽減が可能。加えて、本事業は、単独処理浄化槽には適用されないため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進にも資する。

3.地域における関係者の連携による協調的な取組を通じた浄化槽の維持管理の向上

浄化槽台帳システム等による設置・維持管理情報に基づく指導監督等を通じて浄化槽の適正なストックマネジメントを行うためには、地域における関係者（行政、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者、設置者、及び法定協議会等）が連携して、個人設置型を含む浄化槽の維持管理の向上に向けて協調して取り組む必要があり、本事業により、こうした地域における協調的な取組の活性化が期待される。

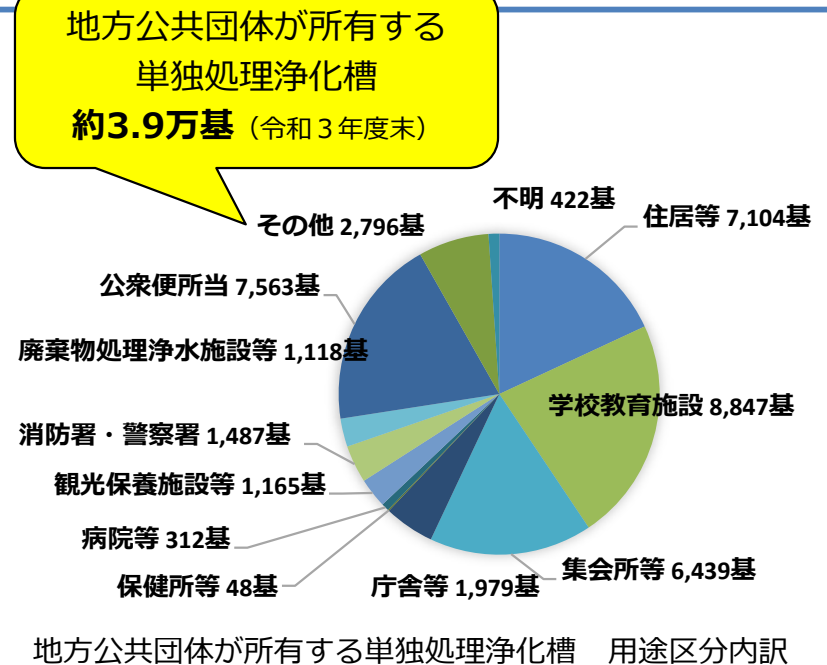
4.法定検査受検率の向上

本事業の対象となる浄化槽については浄化槽法に定める維持管理が適正に行われていることを法定検査等により確認する必要があり、本事業を通じて、行政と指定検査機関がより一層連携して法定検査の受検率向上に取り組むことが期待される。

公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業

背景・目的

- 改正浄化槽法の成立を受け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進施策を講じてきたが、依然として約360万基もの単独浄化槽が設置されており、より強力な施策が求められている。
- そうした状況の中、単独転換促進の指導を行う立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽が全国で約3.9万基残存しており、早急な対策が必要である。
- 特に、防災拠点となる公的施設（学校、集会場、庁舎等）の単独転換は、国土強靱化の観点からも必要性が高い。



事業概要

- 地方公共団体等の所有施設または、市町村の防災計画に定める防災拠点施設の単独処理浄化槽を集中的に撤去し、合併処理浄化槽に転換する費用について、助成率1/3（又は1/2 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業として実施の場合）により助成を行う。
- 事業対象：地方公共団体（市町村設置型）
- ※防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業は、個人設置型についても助成

地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の状況（令和3年度）

- 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽のうち、約9千基は防災拠点に存在。
- 昨今の災害の頻発化・激甚化の状況から、老朽化した単独処理浄化槽は、災害による破損等のリスクが高く、**避難者のし尿処理や生活環境の保全に支障が生じるおそれが懸念され、合併処理浄化槽への早急な転換が必要。**

地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	基数	うち 防災拠点	用途区分												
			住居等	学校教育 施設	集会場等	庁舎等	保健所 等	病院等	観光保養 施設等	消防署 警察署	廃棄物処理 浄水施設等	公衆便所 等	その他	不明	
北海道	1,319	328	7	129	123	15	0	0	17	2	7	16	11	1	
青森県	1,003	234	2	89	66	6	0	2	15	1	0	32	21	0	
岩手県	164	48	0	28	7	5	0	0	0	4	0	1	3	0	
宮城県	223	61	0	41	15	0	0	0	0	0	0	5	0	0	
秋田県	403	64	1	32	19	1	0	0	1	1	1	7	1	0	
山形県	490	127	1	52	23	2	0	0	11	9	0	20	9	0	
福島県	991	281	0	136	115	3	0	0	3	0	0	19	5	0	
茨城県	724	321	8	163	85	10	0	1	7	11	5	23	8	0	
栃木県	974	309	0	213	26	1	0	0	3	1	3	59	3	0	
群馬県	1,567	466	0	233	78	7	0	0	2	5	1	135	5	0	
埼玉県	911	258	3	104	44	9	0	0	2	1	6	82	7	0	
千葉県	1,208	326	5	175	51	15	11	0	2	10	0	36	21	0	
東京都	138	47	0	17	21	1	0	1	0	0	0	7	0	0	
神奈川県	654	187	1	104	29	7	0	1	3	16	3	21	2	0	
新潟県	953	97	1	55	21	0	2	0	1	0	0	15	2	0	
富山県	264	53	1	21	17	0	0	0	5	0	0	9	0	0	
石川県	391	62	0	11	23	5	0	0	3	1	0	18	1	0	
福井県	183	32	0	12	7	4	0	0	2	0	0	6	1	0	
山梨県	558	191	1	76	65	15	0	0	7	2	0	25	0	0	
長野県	170	32	3	7	9	2	0	0	0	0	0	10	1	0	
岐阜県	667	216	0	104	49	12	0	1	1	1	0	48	0	0	
静岡県	1,764	261	0	223	8	1	0	0	1	0	0	26	2	0	
愛知県	2,289	706	2	436	75	8	0	0	2	10	3	160	8	2	
三重県	768	189	3	82	64	7	0	1	1	6	3	18	4	0	

※令和4年度浄化槽の指導普及に関する調査結果をもとに作成

地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の状況（令和3年度）

地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の状況

（令和3年度末現在）

都道府県名	基数	うち防災拠点	用途区分												不明
			住居等	学校教育施設	集会場等	庁舎等	保健所等	病院等	観光保養施設等	消防署警察署	廃棄物処理浄水施設等	公衆便所等	その他		
滋賀県	107	20	0	11	1	3	0	0	0	0	3	0	2	0	0
京都府	110	41	0	19	10	3	0	1	0	1	0	1	7	0	0
大阪府	366	57	0	23	28	0	0	1	0	1	0	1	3	1	0
兵庫県	201	42	0	15	11	5	0	0	1	1	1	0	7	2	0
奈良県	1,488	148	2	46	54	12	0	1	0	5	7	17	4	0	0
和歌山県	1,234	267	4	155	73	14	0	0	2	1	0	17	1	0	0
鳥取県	172	58	3	24	24	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0
島根県	386	139	0	72	66	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	600	246	13	120	101	5	0	0	2	1	0	3	1	0	0
広島県	955	305	0	141	144	12	0	1	0	0	1	5	1	0	0
山口県	834	252	2	134	67	21	0	0	4	3	0	20	1	0	0
徳島県	3,123	548	0	222	250	11	0	1	4	11	3	43	3	0	0
香川県	726	154	5	55	54	15	0	0	3	5	1	11	5	0	0
愛媛県	1,745	438	1	179	168	13	0	1	2	0	1	69	4	0	0
高知県	791	195	0	115	44	17	1	0	0	6	1	9	2	0	0
福岡県	477	193	3	97	56	5	0	0	3	3	0	25	1	0	0
佐賀県	263	56	1	23	21	1	0	0	2	0	0	8	0	0	0
長崎県	574	181	0	88	40	6	0	0	0	0	0	45	2	0	0
熊本県	884	168	0	66	52	1	0	0	2	0	0	45	2	0	0
大分県	879	179	0	79	63	5	0	0	4	1	1	21	5	0	0
宮崎県	904	195	2	80	57	5	0	0	1	0	0	47	3	0	0
鹿児島県	3,116	512	2	247	182	17	1	2	0	9	0	44	8	0	0
沖縄県	569	100	8	51	20	3	0	0	0	0	0	10	4	4	4
合計	39,280	9,390	85	4,605	2,626	311	15	15	119	132	47	1,263	165	7	7

※令和4年度浄化槽の指導普及に関する調査結果をもとに作成

浄化槽台帳の整備や電子化・システム化を支援し、効果的な単独転換や維持管理の向上等を効率的に推進します。

1. 事業目的

令和2年4月施行の改正浄化槽法により、各都道府県等に浄化槽台帳の整備が義務づけられたところ。浄化槽台帳の整備や電子化・システム化を推進することにより、浄化槽の設置、保守点検、清掃、法定検査の受検状況等の情報を一元的に管理し、当該情報に基づき、単独転換の一層の促進、法定検査未受検者への効率的な受検指導、保守点検や清掃等の状況の把握等を通じた維持管理の向上を図る。

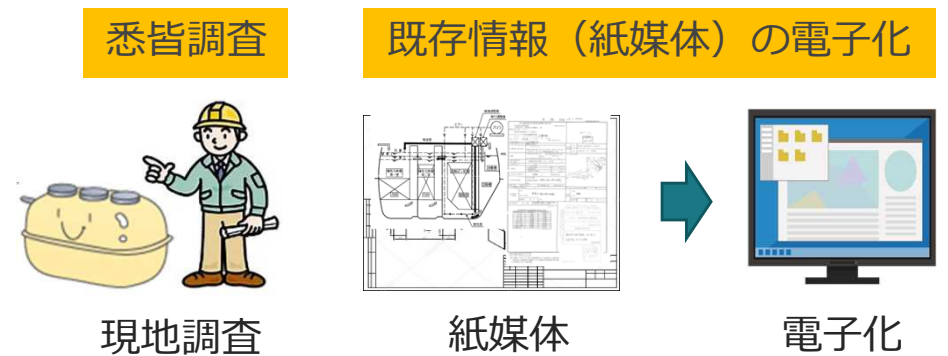
2. 事業内容

- 効果的な単独転換の促進や法定検査の受検率向上を通じた維持管理の向上等の取組を効率的に実施するために必要となる浄化槽の設置・維持管理情報の電子化に要する費用（既設浄化槽の悉皆調査、既存情報（紙媒体）の電子化等の費用）を助成する。
- 都道府県及び市町村が保有する既存の台帳システムについて改正浄化槽法で定める浄化槽台帳情報の管理項目に基づいてシステムを改修する事業に要する費用（データ移行等において必要となる外注費用含む）を助成する。

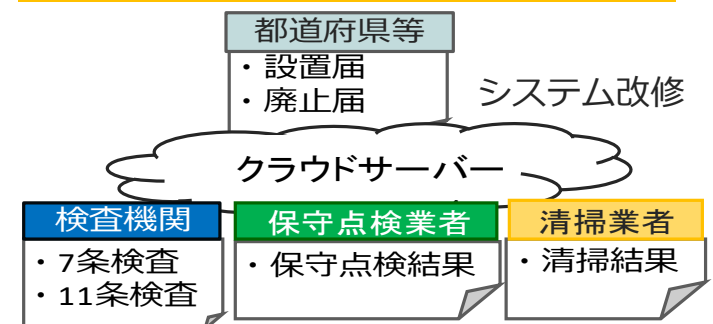
3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/3）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和元年度

4. 補助対象、事業イメージ



既設の浄化槽台帳システムの改修



浄化槽国庫助成事業（循環型社会形成推進交付金）に係る基準額改定について

- 浄化槽の国庫助成事業の基準額については、浄化槽の設置費用等に係る実態を調査し、その結果を適切に反映させ、必要な基準額の改定を行うこととされている。
- 今般、実態調査の結果に基づき、下記のとおり基準額の改定を行うもの。
- **改定後の基準額は、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領等の改正を行った上で、令和5年度より適用されるため、市町村（及び都道府県）における補助事業等の実施に際して誤りの無いように対応いただくようお願いする。**

【浄化槽設置整備事業】

通常分 (単位:円)

区分	人槽	基準額(現行)	改定額
窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	384,000	360,000
	6～7人槽	462,000	—
	8～10人槽	585,000	—
高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	474,000	—
	6～7人槽	615,000	570,000
	8～10人槽	723,000	—

豪雪地帯又は特別豪雪地帯分 (単位:円)

区分	人槽	基準額(現行)	改定額
浄化槽	5人槽	352,000	390,000
	6～7人槽	441,000	474,000
	8～10人槽	588,000	660,000
窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	408,000	—
	6～7人槽	492,000	—
	8～10人槽	627,000	684,000

撤去費 (単位:円)

区分	基準額(現行)	改定額
単独処理浄化槽撤去費	90,000	120,000

【公共浄化槽等整備推進事業】

通常分 (単位:円)

区分	人槽	基準額(現行)	改定額
浄化槽	5人槽	837,000	—
	6～7人槽	1,043,000	—
	8～10人槽	1,375,000	—
窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	882,000	—
	6～7人槽	1,080,000	—
	8～10人槽	1,404,000	—

豪雪地帯又は特別豪雪地帯分 (単位:円)

区分	人槽	基準額(現行)	改定額
浄化槽	5人槽	882,000	978,000
	6～7人槽	1,104,000	1,188,000
	8～10人槽	1,495,000	1,668,000
窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	930,000	996,000
	6～7人槽	1,143,000	1,206,000
	8～10人槽	1,527,000	1,698,000

撤去費 (単位:円)

区分	基準額(現行)	改定額
単独処理浄化槽撤去費	90,000	120,000

浄化槽の整備（浄化槽システムの脱炭素化推進事業）



環境省



【令和5年度予算（案）1,800百万円（1,800百万円）】

浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- ・最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

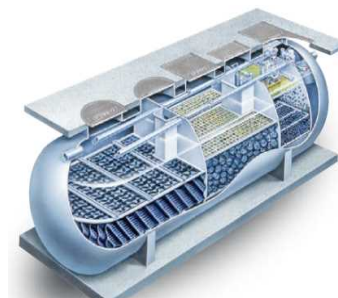
③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入

- ・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1 / 2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和8年度

4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽



高効率ブロワ



スクリーン



インバータ制御



再生可能エネルギー設備

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和5年度予算(案) 2,000百万円(2,000百万円)】

【令和4年度第2次補正予算額 2,000百万円】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備することにより、地域のレジリエンス(災害等に対する強靱性の向上)と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①(設備導入事業)再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム及びそれらの附帯設備(蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等)並びに省CO2設備(高性能換気設備、省エネ型浄化槽含む)等を導入する費用の一部を補助。
- ②(詳細設計等事業)再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持すべき施設(例:防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など)に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。
- ※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市: 1/3、市区町村(太陽光発電又はCGS): 1/2、市区町村(地中熱、バイオマス熱等)及び離島: 2/3、②1/2(上限: 500万円/件)
- 補助対象 地方公共団体(PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可)
- 実施期間 令和3年度~令和7年度

4. 支援対象

公共施設への設備導入(例)



災害時に避難施設として機能を発揮する道の駅・温浴施設へ太陽光発電設備や未利用エネルギー活用した温泉熱設備を導入



防災拠点及び行政機能の維持として機能を発揮する本庁舎へ地中熱利用設備を導入



地域の医療拠点として機能を発揮する公立病院へコジェネレーションシステムを導入

地域のレジリエンス強化・脱炭素化

再生可能エネルギー設備・蓄電池・未利用エネルギー活用設備・コジェネレーション



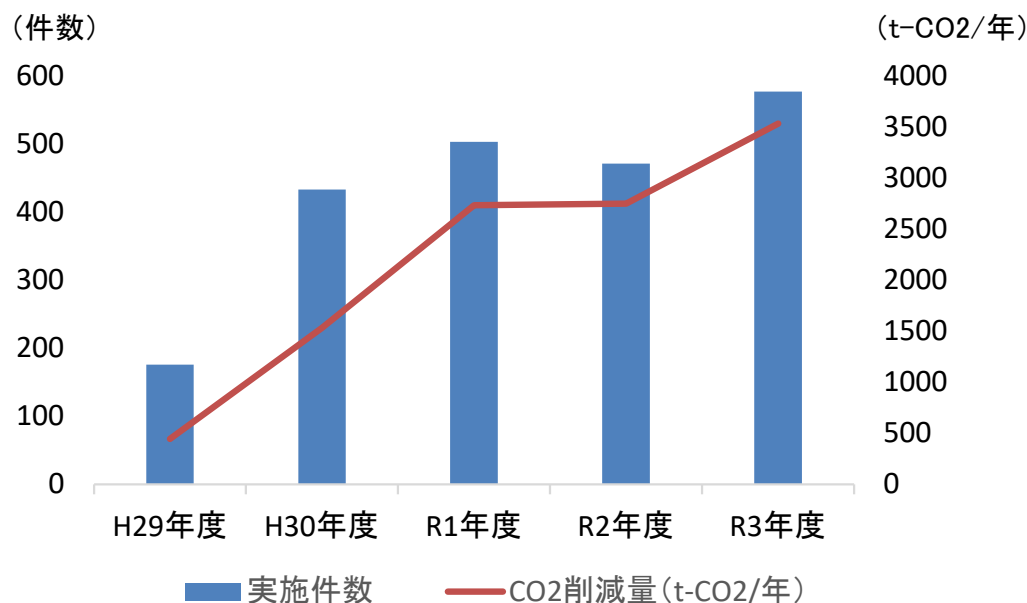
省エネルギー設備等



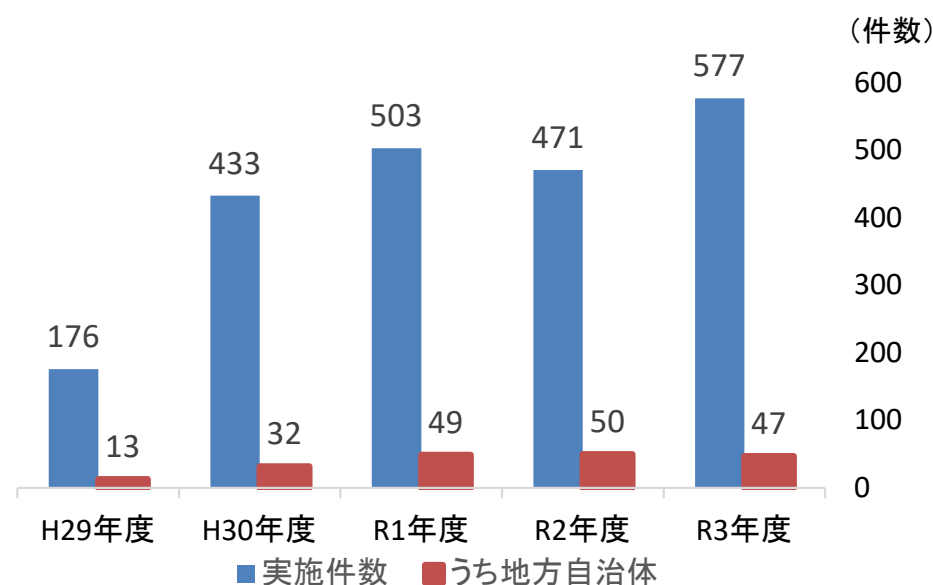
浄化槽における脱炭素化対策の推進（浄化槽システムの脱炭素化推進事業）

- 環境省では、H29年度より、エネルギー効率の低い中大型浄化槽を対象として、高効率プロワ等への改修や先進的省エネ型浄化槽への交換に対し補助を行っているところ。年々実績が増加し、削減効果の高い案件も増えている状況。
- こうした状況を踏まえ、**R3年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画において、先進的な省エネ型浄化槽の導入促進について明記。**
- その上で、**R4年度予算において、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入の推進に向けた新規予算（エネルギー対策特別会計）を18億円計上し、R5年度予算においても引き続き同額を計上。**
- **R3年度までの補助事業では、実施件数のうち、地方自治体の件数の割合が約1割程度と非常に低くなっている。浄化槽分野における脱炭素化対策の推進及び省エネ対策や再エネ導入によるランニングコスト削減のため、地方自治体が所有する中大型浄化槽において本事業の積極的な活用が望まれる。**
- このため、**都道府県・市町村の浄化槽担当部署から、浄化槽が設置されている各施設（学校施設、庁舎、集会場、公衆便所等）の担当部署に本補助金を幅広く周知・説明いただき、本補助金を積極的に活用いただくようお願いする。**

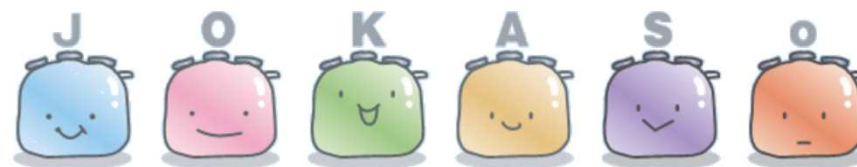
省エネ型浄化槽導入支援事業の実績



省エネ型浄化槽導入事業の地方自治体実績



ご静聴ありがとうございました。



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>